

豊明市地籍調査事業計画

令和8年5月

豊 明 市

目 次

1. 事業の目的	1
2. 事業の概要	1
3. 調査の手法	7
4. 豊明市の概要	10
5. 調査区域区割区分の基準（要件）・考え方	10
6. 地籍調査の手順及び工程	12
7. 作業工程の内容	13
8. 各作業工程における事務、管理事業	14
9. 地籍調査の成果と認証手続	19
10. 地籍調査管理事業	20
11. 四等三角点の設置	20
12. 標準作業工程	21
13. 地籍調査のシステム化について	21
14. 地籍調査にかかる経費の補助	22
15. 事務執行体制	22
16. 研修会等への参加	22
17. 国土調査法第19条第5項指定について	22
18. 事業手続き（案）	27
19. 世界測地系と図郭割番号図の設置	28
20. 公共基準点の管理保全について	28

付図・表

豊明市地籍調査区割り図	-----	29
-------------	-------	----

参考資料

(1) 国土調査の基本方針	-----	30
(2) 地籍とは	-----	31
(3) 第7次国土調査事業十箇年計画	-----	33
(4) 地籍調査の地域別精度・縮尺区分	-----	34
(5) 計画区の状況に応じて歩掛増を考慮するもの	----	35
(6) 地籍調査の実施状況	-----	36
(7) 事業実施への準備	-----	39
(8) 住民へのPR方法とその時期	-----	39
(9) 地籍アドバイザー制度の活用	-----	40
(10) 事業推進にあたっての提案	-----	40
(11) 地籍調査に使用される杭・プレートについて	----	41
(12) 推薦図書（主な参考文献紹介）	-----	43

1. 事業の目的

国土調査法第1条（目的）

国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍・街区単位での境界を明確にすることによって土地の利用や管理を円滑化、国土の実態を科学的かつ総合的に調査することを目的とする。

- 〔 広義の目的（国土調査法第1条前段）
国土の開発、保全、高度利用のための基礎資料
- 〔 狭義の目的（国土調査法第1条後段）
地籍・街区単位での境界の明確化

2. 事業の概要

（1）地籍調査とは（国土調査法第2条第5項）

国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づき、毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行ない、その結果を地図（地籍図）及び簿冊（地籍簿）を作成することをいいます。

成果は登記所に送付され、登記所において地籍簿をもとに土地登記簿が書き改められ、地籍図は不動産登記法第14条地図（旧第17条地図）として備え付けられます。

（2）地籍調査の必要性と目的

1) 土地に関する記録として広く利用されている公図の多くは、明治時代の地租改正事業によって作られた地図（字限図）を基礎としており、当時の測量技術の稚拙さや、その後の管理が十分でなかったこともあり、土地の形状や面積が現地と異なっている場合がよくあります。地籍調査はこれらの不備欠陥を補正し、国土の実態を正確に把握するために行われるものであり、社会資本整備など開発事業を円滑に行うための基礎資料として位置づけられています。

2) 上記の必要性を充足させるため、昭和26年に国土調査法の制定を見たものですが、法律の所期する地籍調査の目的は、あらゆる生産の基本的要素である土地の所有、利用関係を明らかにして地籍の明確化を図り、土地行政諸般の基礎資料とするとともに、公租、公課等国民負担の公正化、土地に関する紛争の防止、その他多目的に調査成果を活用すること等を意図しています。

<参 考>

土地基本法（平成元年法律第84号）第17条第1項

国及び地方公共団体は、土地に関する施策の総合的かつ効率的な実施を図るため、土地の所有及び利用の状況、地価の動向等に関し、調査を実施し、資料を収集する等必要な措置を講ずるものとする。

<解 説>

我が国にある地籍に関する公的資料としては、旧土地台帳及びその附属地図を引き継いだ不動産登記法に基づく土地の表示に関する登記があります。

しかし、これらは、明治初期に行われた地租改正事業及び地押調査の際になされた測量結果を基礎としていますが、前記事業等の目的が課税徴収のための調査・測量であり、また、その測量技術も稚拙であったため、各土地の面積等が正確性を欠いています。

地租改正事業等の土地の測量は、国民自身の手により、一筆又は数筆限りでなされ、その主眼は土地の正確な位置を知るのではなく、面積を把握することにあります。また、その時に作成された「字限図」は、一筆限りの形状の見取り図を接合して作成されたものです。これは、「字図」「公図」と呼ばれ、登記所に備え付けられている旧土地台帳附属地図です。

その後、第二次世界大戦後の土地に関する徴税関係は、国税から地方税に変更され、各市町村保管の土地台帳はそのままだ、それまで税務署にあった土地台帳及びその附属地図は法務局に移管され、昭和35年には、土地台帳法が廃止され、台帳関係は法務局にある不動産登記簿に一元化されました。

旧土地台帳附属地図の精度は、一定でなく必ずしも現地復元性を有するものではないため、不動産登記法14条地図として取り扱われていません。法務局では14条地図の備付けは、まだ少なく、また、この地図の備付けのない地域においては、旧土地台帳附属地図により各筆の土地の配置の概略と地番を確認できることから地図に準ずる図面とされています。

(3) 地籍調査の効果

地籍調査の成果は、土地所有者の権利関係を保護する不動産登記制度に寄与することになるとともに、実施地域における土地の実態が明らかにされ、土地に関するあらゆる施策の基礎資料として広範囲にわたって活用されることとなります。

1) 地籍調査のメリット（行政）

① 行政コストの削減

ア. 公共事業の円滑化…地籍調査済地区と未済地区では測量費用や用地買収にかかる時間、手間が大きく軽減できます。

イ. 各種事業の計画立案が容易…土地区画整理等の開発計画や、土地利用などの計画立案に係る部署も、地籍調査の成果があれば、計画図等の作成が容易になり、より正確に、より迅速に業務を行えます。

② 行政財産の適正な管理

市町村等が管理する道路、河川等の行政財産の境界等が明らかとなり、管理を適正に行うことができます。

③ 地籍調査成果のGIS（地理情報システム）活用

（例）管理的業務…固定資産税業務、道路・公有地管理、上下水道管理
政策立案業務…都市計画、農林政策、消防・防災計画

④ 災害等の復旧

災害等で家や木々などの目標物がなくなってしまう、目で見ても自分の土地がわからなくなってしまうても、地籍調査が済んでいれば地球上の座標値に基づき元の位置を容易に確認することができます。そのため、復旧事業が円滑に進み、更に住民の精神的な負担を和らげることができます。

⑤ 課税が適正化

固定資産税の課税は登記簿面積を基に行われることが多く、この場合は、必ずしも実態を正確に反映しているとはいえない地積に基づいて課税されています。地籍調査を実施することによって現況と課税面積が一致し、課税の適正化に役立ちます。

2) 地籍調査のメリット（住民）

① 境界紛争などトラブルの未然防止

境界が不明確だとトラブルが発生する場合がありますが、境界が明確になればトラブルを未然に防げます。

② 円滑な土地取引

正確な土地の状況が登記簿に反映されるので、安心して土地取引ができます。

③ 相続時の安心

土地の境界を明確にしておけば、世代が代わっても安心して土地を引き継ぐことができます。

(4) 地籍調査の実施主体

- 1) 地方公共団体（都道府県又は市町村）
- 2) 土地改良区等その他の政令で定めるもの
- 3) 国土交通省令で定める要件に該当する法人

(5) 調査区域

地籍調査の調査地域は、原則として、国有林、池沼、土地区画整理事業や土地改良事業等により国土調査法第19条第5項の指定を受けている地域を除いた区域をその地域とします。（地籍調査作業規程準則第10条）

1) 国土調査法第19条第5項指定

地籍調査以外の事業によって作成された地図及び簿冊が、地籍調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有している場合は、この成果を地籍調査の成果と同一の効果があるものとして指定することができます。

この指定は、「国土調査法第19条第5項指定」又は「国土調査の成果の認証に準ずる指定」と呼ばれています。

指定の意義は非常に大きいものであり、今後、関係各位の積極的な取り組みが必要不可欠といえます。（指導通達等により指定の推進が図られている支援措置がある。）

(6) 第7次国土調査事業十箇年計画の策定と全国の実施状況

これまでの（第6次までの）国土調査事業十箇年計画では、各事業の量や地籍調査の進捗率を用いた指標について記載が行われましたが、第7次計画においては、成果をデジタルデータ化して国土管理の効率化や地域の防災力向上、土地利用計画への貢献といった目的についても記載が行われました。第7次計画が始まる令和2年度時点の地籍調査進捗率52%については、計画が終了する令和11年度末までに57%とすることを目標としています。また、優先実施区域については、令和2年時点の地籍調査進捗率79%を令和11年度末までに87%とすることを目標としています。

(7) 調査計画の策定

地籍調査の事業実施主体（市町村など）は、国土調査の実施に先立ち、全体計画を作成し、関係機関との調整を行います。さらに、事業計画の策定・公示、実施に関する計画の作成、作業規程の作成を行い、国土調査の指定を受け、国土調査実施の公示を行う必要があります。特に、作業規程の作成に当たっては、国土交通省令で定める作業規程の準則に基づいて定めなければなりません。

地籍調査の準備を進めるため、専任職員を確保して計画的に研修に参加し、実施組織を確立するとともに、必要な補助金の申請を行います。また地籍調査を円滑に行うためには、地籍調査の趣旨について関係住民への周知徹底と協力体制の確立も欠かせません。

1) 全体計画

事前の準備としては、市の総合計画、防災減災等で緊急を要するところ、境界のトラブルや地図混乱、地図がないなど地籍の明確化が課題となっている地域を把握し、計画に反映することが重要になります。

これらの実態をふまえ、どこの地域から何箇年計画で実施するか、関係部署や関係機関と十分協議をして区域割りを決め、都道府県の十箇年計画との整合性を図ることが大切になります。

2) 単位調査区域の決定

1 会計年度における調査区域の決定は、行政需要や住民要望、地籍情報明確化等の緊急性を勘案して決定しますが、区域の地形や面積、筆数、調査員の体制等を十分考慮しなければなりません。「地籍調査の実施に関する計画」や「調査地域の決定の基準」等については、地籍調査作業規程準則第9条・第10条ないし第12条及び同運用基準第4条ないし第6条により規程されています。

地籍調査費負担金は、予算制度上、繰越明許費として認められていない事業であることから、繰越はできないため、無理のない事業計画で実施します。

(8) 地籍調査事業メニューの概要

※用語の説明

- A 工程 (地籍調査事業計画・事務手続)
- B 工程 (地籍調査事業準備)
- C 工程 (地籍図根三角測量)
- D 工程 (地籍図根多角測量)
- E 工程 (一筆地調査)
 - E 1 工程 (調査図素図等作成)
 - E 2 工程 (現地調査)
- F 工程 (地籍細部測量)
 - F 1 工程 (細部図根測量)
 - F 2 工程 (一筆地測量)
- G 工程 (地積測定)
- H 工程 (地籍図及び地籍簿の作成)

1) 地籍調査事業 (直営型)

地籍調査の工程のうち、E、H工程を直営 (実施主体) 作業で実施し、C、D、F、G工程を外注作業で実施します。[直営工程は市職員の担当課長が工程管理する]

2) 地籍調査事業 (外注型)

地籍調査のうち、一筆地調査については、市町村職員が自ら実施することを原則と

していますが、市町村における人員確保の困難さが事業規模等を制約していることから、平成12年度から地籍調査事業（外注型）が創設され、地籍調査の促進を図るために民間の専門技術者を活用して調査を実施することが可能となりました。ただし、H工程の一部作業は除きます。〔外注工程は市町村職員が工程管理する〕

3) 地籍調査事業（第10条2項委託）

国土交通省令で定める要件の該当する法人に対して一括した地籍調査の実施を委託することができる。2項委託により工程管理や検査等に関する要領を示し、外部の専門家のさらなる活用をして一層の推進を図る。（A、B、H工程の一部を受託者の作業補助とする）

3) 都市再生地籍調査事業

都市再生地籍調査事業とは、地籍調査事業における都市部を対象とする地籍調査事業のことで、本事業においては、通常的地籍調査以外に以下の調査を実施することができます。対象地域の要件は次のとおりです。

- ・都市部の地域であること（人口集中地区（D I D）の全域及び人口集中地区の周辺の地域であって宅地を中心とする地域をいう。）
- ・地籍調査担当職員を配置している市町村であること
- ・当該地域が属する市町村における地籍調査推進体制が整備されていること

① 都市再生地籍調査事業（図根点先行設置調査）

地籍図根点を先行的に設置し、それを基づいた土地異動情報を蓄積することにより、将来の一筆地調査に資する調査。

② 都市再生地籍調査事業（官民境界等先行調査）

官民及び官官境界の一部又は全部の筆界点の調査及び測量のみを実施する調査。

③ 都市再生地籍調査事業（高精度民間成果活用調査）

民間開発や都市整備に伴う事業による測量成果等を用いて、一筆地調査及び地籍測量を簡略化した簡便な地籍調査を実施する調査です。

④ 都市再生地籍調査事業（筆界情報収集調査）

一筆地調査の準備作業として、地積測量図等の境界情報を数値化公図に合わせ収集・整理する調査です。

3. 調査の手法

(1) 地籍調査の基本方針

国土調査法に基づく地籍調査の基本方針は、土地に関する権利関係を新たに創設することではなく、原則として土地の物理的状況について現地調査をし、その結果に基づき、既存の地籍を修正する思想で体系づけられています。

すなわち、幾多の不備欠陥を内包する現存地籍も、沿革的に法律に基づくもので、何人といえども法律上の手続きによらなければ、これを廃止、訂正することはできません。特に権利に関する事項は所有者の表示に関するものを除き、地籍調査によって変更できず、不動産登記法による手続きによらなければなりません。また、境界についても、各種資料等に基づいて従前の境界を現地において復元し、それを調査確認するものですので、分筆、合筆の場合を除き、境界を新たに創設するものではありません。

地籍調査においては、「修正主義」によって現地調査をすることを原則としています。「修正主義」とは、土地登記簿等に基づき現地を調査し、これに誤りがあれば土地の登記簿の地籍事項を修正する方法です。その理由としては、土地登記簿と無関係に調査した結果に基づき、土地登記簿の地籍事項を改めると、改訂前の土地登記簿の地籍事項を信頼して取引した者に不測の損害を与える恐れがあり、権利を害することになります。このようなことは土地行政及び不動産登記行政に無用な混乱を招き、ひいては土地の経済的取引の安定性を害することになります。なお、土地登記簿の地籍事項と現地の状況が異なっている場合においては、国土調査法で認められている調査手法で修正できないものは、不動産登記法の手続きにより行うこととなります。

- 修正主義・・・国土調査
- 創設主義・・・土地区画整理事業、土地改良事業等

(2) 現地調査の実際

1) 所有者の調査

登記簿に記載されている所有者名と所有者住所の確認を行います。

2) 分割があったものとしての調査

- ① 分割調査の条件（ただし、一筆の土地の一部について地役権が設定されている部分は除く。）
 - ア. 土地の一部が別地目となっている場合
 - イ. 土地の一部が地番区域を異にすることとなる場合
 - ウ. 土地の利用又は管理上分割することが適当であると認められる場合
上記いずれかに該当し、かつ、土地所有者の同意が得られた場合

3) 合併及び一部合併があったものとしての調査

① 合併調査の条件

- ア. 合併しようとする土地の所有者及び地目が同一であること
- イ. 同一地番区域内において字を同じくして接続していること
- ウ. 筆界が現地で確認できない場合、又は面積が著しく狭小な場合

上記の条件をすべて充足し、土地所有者の同意が得られた場合で後記の合併禁止に抵触しないこと

② 合併禁止事項

- ア. いずれかの土地に所有権の登記以外の権利に関する登記が存する場合
- イ. いずれかの土地に所有権の登記がない場合

4) 地目の調査

毎筆の土地について、その主たる用途について認定します。

農地法との関連…登記簿上の地目が農地ある土地は農業委員会に通知。

5) 筆界の調査

筆界は、慣習、筆界に関する文書等を参考とし、かつ、土地所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人の確認を得て調査を行います。

筆界の確認が得られなかった場合は、「筆界未定」の処理をします。

6) 地番の調査

土地の地番を確認し、その地番が明らかでないもの又は誤りがあるものは、所有者の同意を得て仮地番を設定します。

7) 新たに土地の表示の登記をすべき土地の調査

新たに土地の表題登記をすべき土地を発見した場合（公図にないが、現地にある土地。公図に地番がない土地〔赤線、青線、白地等〕）には、仮地番を定め、かつ、当該土地の所有者及び地目並びに土地の表題登記をすべき土地となった年月日を調査します。

8) 現地確認不能地の調査

海没等による滅失又は登記の錯誤以外の事由により、登記されている土地で現地について確認することが出来ないものについて、現地確認不能地とします。

9) 滅失地、不存在地の調査

海没等により滅失した土地について、所有者が滅失のあったものとして調査することを承認すれば滅失として取り扱います。又、誤って登記されている土地について、所有者が当該土地を存在しないものとして調査することを承認すれば不存在地として取り扱います。承認しない場合には、現地確認不能として調査を行います。

10) 長狭物（道路、河川等）の調査

- ① 一筆の一部が長狭物の敷地となっており、これに伴う登記手続がなされていない場合には、拡幅等に関する工事の計画書又は実測図等を資料とし、長狭物の敷地となっている部分について地目変更の調査及び分割があったものとしての調査を行う。
- ② 一筆の土地の全部が長狭物の敷地となっている場合及び長狭物の敷地が未登記である場合には、拡幅等に関する工事の計画書又は実測図等を資料とし調査を行う。
- ③ 一筆の一部が長狭物の敷地となっており、これに伴う登記手続がなされていない場合には、拡幅等に関する工事の計画書又は実測図等を資料とし、筆界を確認することができない場合には、一部地目変更及び分割があったものとして調査することなく、「筆界未定」として処理する。
- ④ 一筆の土地の全部が長狭物の敷地となっている場合及び長狭物の敷地が未登記である場合には、長狭物の両側の境を調査するにとどめ、それらの土地の筆界の調査は「現地確認不能」として省略することができる。

11) 二線引畦畔の調査

二線引畦畔とは、一般的に比較的大きな田畑の法（傾斜地）となっているもので、土手代（どてしろ）、青地、狭間地（はざまち）などと呼ばれています。本来は、一筆地を構成する部分であるが非課税部分であったため、別途二線で公図に表示し、地番が付されなかったことから地券が発行されず、国有地として処理されたものもあります。

12) 代位登記の申請

土地の合併があったものとして調査を行う場合において必要があるときは、所有者等に代わり土地の表題部や所有権についての変更・更正の登記を申請することができます。

4. 豊明市の概要

本市における地籍調査は、行政面積 2,322ha の内、土地改良事業等による国土調査法第 19 条第 5 項指定又は指定予定地域を除いた地域を対象とし、国土調査促進特別措置法（昭和 37 年法律第 143 号）による第 7 次国土調査事業十箇年計画（令和 2 年度～令和 11 年度）の県計画に基づき、令和 8 年度を初年度として着手する。

5. 調査区域区割区分の基準（要件）・考え方

地籍調査作業規程準則（第 10 条）より

調査区域は、不動産登記法第 35 条の地番を付すべき区域（以下「地番区域」という。）をその区域とする単位区域に区分するものとする。ただし、地番区域が狭小な場合又は過大な場合その他必要な場合には、二以上の地番区域を一単位区域とし、又は地番区域の一部を一単位区域とすることができる。



基本は字単位で調査することが望ましい

（1）調査区域区分

調査対象地域を特性と目的に基づいて区分し、効率的・安全・持続可能なまちづくりを目指します。区域区分は防災対策を徹底し地域の安全を守る区域の「災害対策重点エリア」と都市インフラの効率化を図りつつ災害時の避難路機能を備える「都市計画道路沿線エリア」を設定しました。

両区域は連携し、災害リスク低減や都市の利便性向上を目指すほか、現状分析や将来計画を基に包括的な評価を行うことで、住民が安心・快適に暮らせる地域づくりを推進します。

阿野地区・・・豊明市において、洪水および浸水リスクが高い地域としてハザードマップ等でも指摘されています。この地域では、住宅や公共施設が密集しているエリアも存在し、災害発生時には人的・物的被害が懸念されることから「災害対策重点エリア」として設定します。

沓掛地区・・・豊明市の都市計画道路の大根若王子線や平手豊明線の未整備区間がある地域です。この地域は交通の要衝として機能している一方で、未整備区間の整備推進や交通網の強化が求められていることから「都市計画道路沿線エリア」として設定します。

（2）精度及び縮尺の区分（準則第 11 条・運用基準第 5 条）

1) 精度の区分は原則として以下によるものとします。

大都市の市街地区域・・・甲一

中都市の市街地区域・・・甲二

上記以外の市街地及び村落並びに整形された農用地区域・・・甲三

農用地及びその周辺の区域・・・乙一

2) 縮尺の区分は、調査を実施する単位区域ごとの各筆の面積の中央値に従い原則として以下によるものとします。

250㎡未満の場合・・・1/250

250㎡以上1,000㎡未満の場合・・・1/500

1,000㎡以上4000㎡未満の場合・・・1/1000

地区条件図の作成

	地区条件図
①	区割り図

(計画地区の縮尺及び精度区分の検討)

地区条件図の一つである計画地区の縮尺及び精度区分を作成するに当たり近年は測量技術も発展しており、測量結果も座標で管理するので、1/250で測量するのではなく、1/500が望ましいこと、土地の地価も高額となっているため、測量精度を高めるためにも甲二で行うのが望ましいと考えられます。以上の検討結果、計画地区の縮尺及び精度区分については、計画地区の全ての精度を甲二、縮尺を1/500とした。

事業計画の作業工程及び事業計画表

10ヶ年の事業計画（案）

地区名は実施順序と違います

年度	地区名	面積 (km ²)	作業内容											登記
			基本三角点	A工程	B工程	C工程	D工程	E1工程	E2工程	F I工程	F II工程	G工程	H工程	
初年度 (R8)	1地区	0.05		○	○			○		○				
2年度 (R9)	1地区	0.05							○		○			
3年度 (R10)	1地区	0.05										○	○	○
	2地区	0.15		○	○			○		○				
4年度 (R11)	2地区	0.15							○		○			
5年度 (R12)	2地区	0.15										○	○	○

A工程（地籍調査事業計画・事務手続）

B工程（地籍調査事業準備）

C工程（地籍図根三角測量）

D工程（地籍図根多角測量）

E工程（一筆地調査）

├ E 1 工程（調査図素図等作成）

└ E 2 工程（現地調査）

F工程（地籍細部測量）

├ F I 工程（細部図根測量）

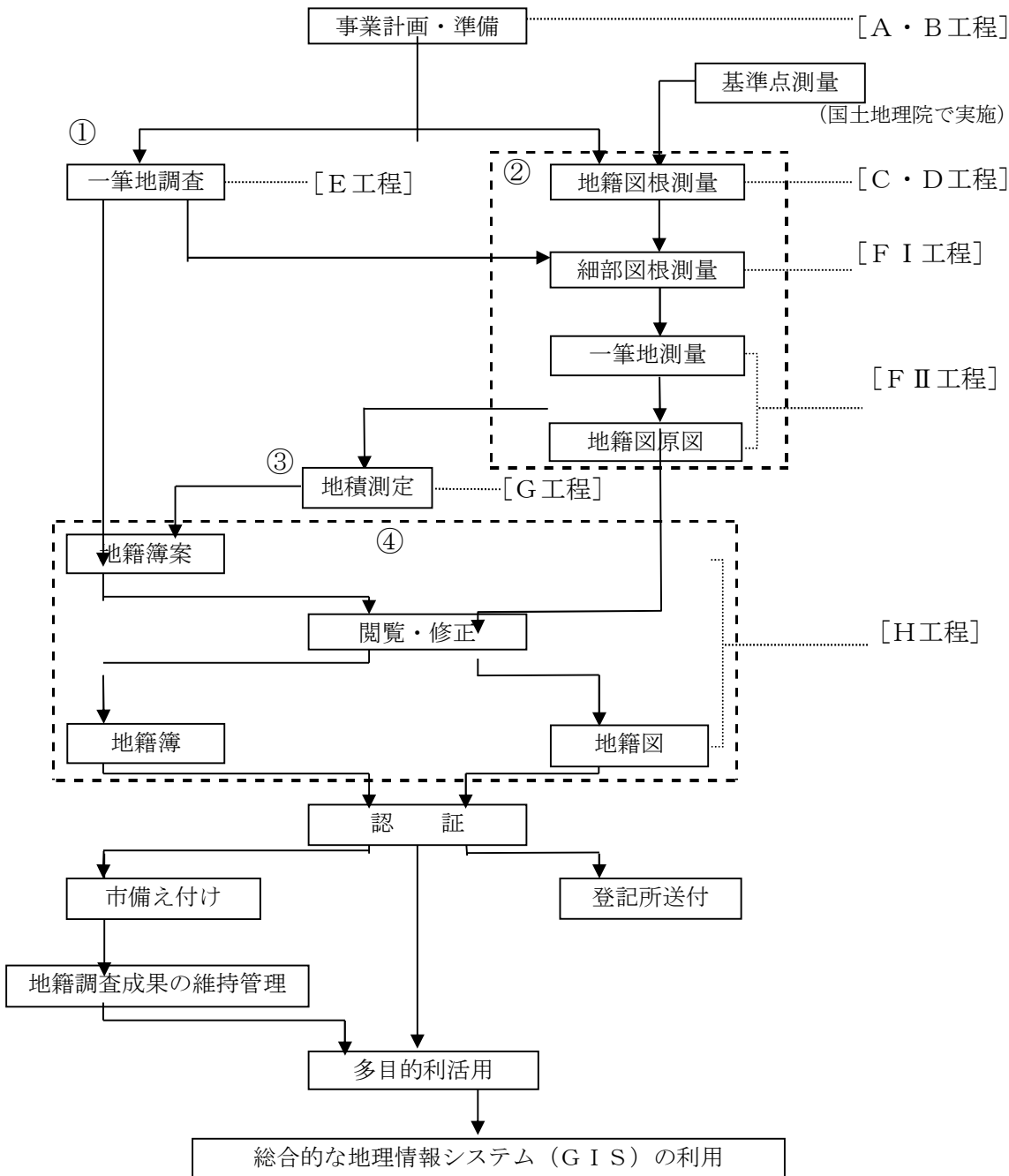
└ F II 工程（一筆地測量）

G工程（地積測定）

H工程（地籍図及び地籍簿の作成）

6. 地籍調査の手順及び工程

国土調査法第2条第5項で規定している「地籍調査」について、具体的な作業内容及び作業手順を定めているのが地籍調査作業規程準則第3条であり、その作業内容ごとに①一筆地調査、②地籍測量（地籍細部測量）、③地積測定、④地籍図及び地籍簿の作成（成果の作成）の作業に分類し、一連の流れに沿って順序を定めています。



7. 作業工程の内容

地籍調査の作業工程内容の概要は、次のとおりです。

[A工程] 地籍調査事業実施主体における事業計画の策定及びこれに伴う事務手続

[B工程] 地籍調査事業実施主体における事業着手のための準備

[C工程：地籍図根三角測量]

地上法による地籍測量において、所定の（粗い）密度で配置された図根点（地籍図根三角点）を設置し、その位置を基本三角点、四等三角点等を基礎として測量します。

[D工程：地籍図根多角測量]

地上法による地籍測量において、所定の（中程度）密度で配置された図根点（地籍図根多角点）を設置し、地籍図根三角点等を基礎として測量します。

[E工程：一筆地調査]

土地利用の現況を把握するため、土地登記簿及び登記所地図（公図・字限図等）の写しを基にして、現地において関係土地所有者立会いのもとに、毎筆の土地についてその所有者、地番、地目及び境界に関する調査を行います。

[F I工程：細部図根測量]

地上法による地籍測量において、所定の（細程度）密度で配置された図根点（細部図根点）を設置し、地籍図根多角点等を基礎として測量します。

[F II工程：一筆地測量]

上記図根点を基礎として各筆界点を測量し、その結果を基に原図を作成します。

[G工程：地積測定]

一筆地測量により求めた筆界点の座標値を基に毎筆の面積を測定します。

[H工程：地籍図及び地籍簿の作成]

一筆地調査及び地積測定の結果に基づき地籍簿案を作成し、この地籍簿案及び一筆地測量により作成された地籍図原図を20日間一般の閲覧に供し、成果品たる地籍簿及び地籍図を作成します。

[基準点測量]

四等三角点の設置・・・市町村からの要望に基づき国土地理院が実施します。

8. 各作業工程における事務、管理事業

(1) A工程・・・地籍調査事業計画・事務手続き

全体計画、事業計画、作業規程の作成と事業申請、三角点設置要望

工程管理

分類記号	作業内容
A1	全体計画の作成
A2	関係機関との調整
A3	事業計画の策定・公示
A4	実施に関する計画の作成
A5	作業規程の作成
A6	国土調査の指定の公示
A7	国土調査の実施の公示

(2) B工程・・・地籍調査事業準備

実施組織の確立や推進委員の委嘱

工程管理

分類記号	作業内容
B1	実施組織の確立
B2	補助申請
B3	作業班の編成又は外注先の選定
B4	推進委員会の設置
B5	趣旨の普及

(3) 地籍測量 (C, D, F 工程) の工程管理

工程分類			作業内容	管理の対象	管理のポイント																																																														
C	D	F																																																																	
C1	D1	F I 1 F II 1	作業の準備	全数	<p>(作業体制及び作業工程の適切性)</p> <p>工程管理者は、所定の期間内において効率的かつ、確実に必要な作業を実施できるよう、取りまとめているかどうかを点検する。</p> <p>① 工程管理表 ② 作業体制の確保 ③ 関係機関との事前調整等 ④ 測量機器 (員数、調整、点検)</p>																																																														
C2	D2	F I 2	選点	全数	<p>(網構成の適切性)</p> <p>選点図によって次の項目が適正であるかを点検する。</p> <p>① 多角路線長 ② 同一路線内の測点数 ③ 測点間の距離 ④ 新点の配点密度 ⑤ 図形の強さ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">C 工程 (標準)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>1 次</th> <th>2 次</th> <th>3 次</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>3.0km 以内</td> <td>2.5km 以内</td> <td>1.5 km 以内</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>12 点以内</td> <td>9 点以内</td> <td>7 点以内</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td colspan="3">150m 以上 (100m 以上)</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td colspan="3">宅地 : 3 点 / 1 k m² 田畑 : 2 点 / 1 k m² 山林 : 1 点 / 1 k m²</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td colspan="3">・ 与点数 : (n/5) + 2 ・ 与点の外周から 40 度以下 ・ 路線の夾角 60 度以上</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">D 工程 (標準)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>1 次</th> <th>2 次</th> <th>3 次</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>1.5km 以内</td> <td>1.0km 以内</td> <td>1.0 km 以内</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>50 点以内</td> <td>30 点以内</td> <td>20 点以内</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td colspan="3">30m 以上 (10m 以上)</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td colspan="3">別表第 1 (点配置密度の標準) による</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td colspan="3">・ 与点数 : 3 点以上 ・ 与点の外周から 50 度以下 ・ 路線の夾角 60 度以上</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">F I 工程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>多角測量法の路線長 TS 法 : 1.0 k m 以内 放射法 : 基準方向より短いこと</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>別表第 16 による</td> </tr> </tbody> </table>	C 工程 (標準)					1 次	2 次	3 次	①	3.0km 以内	2.5km 以内	1.5 km 以内	②	12 点以内	9 点以内	7 点以内	③	150m 以上 (100m 以上)			④	宅地 : 3 点 / 1 k m ² 田畑 : 2 点 / 1 k m ² 山林 : 1 点 / 1 k m ²			⑤	・ 与点数 : (n/5) + 2 ・ 与点の外周から 40 度以下 ・ 路線の夾角 60 度以上			D 工程 (標準)					1 次	2 次	3 次	①	1.5km 以内	1.0km 以内	1.0 km 以内	②	50 点以内	30 点以内	20 点以内	③	30m 以上 (10m 以上)			④	別表第 1 (点配置密度の標準) による			⑤	・ 与点数 : 3 点以上 ・ 与点の外周から 50 度以下 ・ 路線の夾角 60 度以上			F I 工程		①	多角測量法の路線長 TS 法 : 1.0 k m 以内 放射法 : 基準方向より短いこと	④	別表第 16 による
C 工程 (標準)																																																																			
	1 次	2 次	3 次																																																																
①	3.0km 以内	2.5km 以内	1.5 km 以内																																																																
②	12 点以内	9 点以内	7 点以内																																																																
③	150m 以上 (100m 以上)																																																																		
④	宅地 : 3 点 / 1 k m ² 田畑 : 2 点 / 1 k m ² 山林 : 1 点 / 1 k m ²																																																																		
⑤	・ 与点数 : (n/5) + 2 ・ 与点の外周から 40 度以下 ・ 路線の夾角 60 度以上																																																																		
D 工程 (標準)																																																																			
	1 次	2 次	3 次																																																																
①	1.5km 以内	1.0km 以内	1.0 km 以内																																																																
②	50 点以内	30 点以内	20 点以内																																																																
③	30m 以上 (10m 以上)																																																																		
④	別表第 1 (点配置密度の標準) による																																																																		
⑤	・ 与点数 : 3 点以上 ・ 与点の外周から 50 度以下 ・ 路線の夾角 60 度以上																																																																		
F I 工程																																																																			
①	多角測量法の路線長 TS 法 : 1.0 k m 以内 放射法 : 基準方向より短いこと																																																																		
④	別表第 16 による																																																																		
C3	D3		標識の設置	全数	<p>(設置状況写真の点検)</p> <p>設置状況を記録した写真について、標識の構造、写真の写り具合を点検する。</p>																																																														

C4	D4	F I 3 F II 2	観測及び測定	頁数の 1%以上 を抽出	<p>(観測手簿及び観測記簿点検)</p> <p>その観測及び測定に使用した測量機器が運用基準別表第 4 及び業務実施計画書等に照らして適正であるかどうか、観測手簿の記載内容に誤記、誤読、誤算、脱落、観測又は、測定値の訂正、検符漏れ等がないか、観測及び測定結果が運用基準別表に規定する制限内であるかどうか、また、記載例に照らして適正であるかどうかを点検する。</p> <p>イ. 水平角観測手簿 観測差 倍角差 対回数</p> <p>ロ. 鉛直角観測手簿 高度定数差 対回数</p> <p>ハ. 距離測定手簿 セット数 セット間較差 測定の単位</p> <p>ニ. GPS 測量観測手簿 データ取得間隔 最低高度角 最少衛星個数 観測時間又は観測回数 電波の受信状況 衛星の状態</p>
C5	D5	F I 4 F II 3	計算	<p>頁数の 1%以上 を抽出</p> <p>全数</p>	<p>(計算簿の点検)</p> <p>当該測量の計算簿について、計算結果が運用基準別表に照らして適正かどうか点検する。</p> <p>(精度管理表の点検)</p> <p>当該測量の精度管理表について、その記載内容が運用基準及び記載例等に照らして適正であるかどうかを点検する。なお、任意の箇所において、次の該当する項目を点検する。</p> <p>① 方向角の閉合差及び制限値 ② 座標の閉合差及び制限値 ③ 標高の閉合差及び制限値 ④ 閉合比 ⑤ 環閉合差・制限値 ⑥ 重複辺の較差・制限値 ⑦ 新点位置の標準偏差・制限値 ⑧ 路線長、測点数、測点間距離 ⑨ X 座標、Y 座標のセット間較差</p>
C6	D6	F I 5	点検測量	全数	<p>(精度管理表の点検)</p> <p>点検測量の精度管理表について、その記載内容が運用基準及び記載例等に照らして適正であるかどうかを点検する。</p>

C7	D7	F I 6	取りまとめ	全数 成果簿の総頁数の 5%以上を抽出	(網図の点検) 当該測量の網図について、平均図と対照して多角網の路線を示す辺の色、与点、新点及び既設の図根点等の記号、名称並びにそれらの表示位置等が記載例等に照らして適正であるかどうかを点検する。 (成果簿の点検) 当該測量の成果簿について、網図及び計算簿と対照して、誤記、脱落、検符漏れ等がないか、その記載内容が運用基準別表及び記載例に照らして適正であるかどうかを点検する。
		F II 4	原図の作成	①全数 ②調査後筆数の 1%以上を抽出	(原図の仕上がりの点検) ① 原図の仕上がりの点検 原図について、地籍図の様式を定める省令等に照らして適正であるかどうか点検する。 ② 原図の照合 原図について、調査図、地籍調査票等と照合して記載事項に誤りがないかどうか点検する。

(4) 一筆地調査 (E 工程) の工程管理

工程分類	作業内容	管理の対象	管理のポイント
E1	作業の準備	全数	(必要十分な作業体制の確保) 工程管理者は、所定の期間内において効率的かつ確実に必要な作業を実施できるよう、取りまとめているかどうかを点検する。 ① 工程管理表 ② 作業体制の確保 ③ 関係機関との事前調整等
E2	作業進行予定表の作成	全数	(作業計画の適切性) 作業進行予定表の作成の有無及び作業計画の適切性を点検する。(作業進行予定表は地籍調査推進委員会等の助言等を参考にして作成する)
E3 E7	単位区域界の調査 市町村境界の調査	全数	(調査地域の現況把握及び隣接市町村の同意の確認) ① 作業による現地調査の結果を勘案しながら、登記所地図等と地形図とを対照して単位区域界及び市町村境界が適正に確認されているかどうかを点検する。(不明確な箇所がある場合には、現地調査、地元精通者の助言等によりその適切な確認に努めさせる) ② 関係市町村の関係職員及び土地所有者等の立会い及び同意の状況を点検する。
E4	調査図素図等の作成	調査前筆数の 5%以上を抽出 (少なくとも 10 筆以上)	(照合点検) ① 準則第 16 条、運用基準第 8 条等の規定に照らして適正かどうか、あわせて、登記所地図、土地登記簿、調査図素図、地籍調査票等を照合し、調査図素図等における当該筆の所有者、地番、地目、地積、境界、位置等の記載及び表示に誤りがないかどうか点検する。 ② 調査図一覧図の記載が、準則第 17 条、運用基準第 9 条等に照らして適正かどうか点検する。

E5	現地調査の通知	全数	(現地調査時期の適切性、所有者及び利害関係人の適切性、住所不明者等処理の適切性) ① 現地調査の通知文書の発送前に現地調査時期の適切性、所有者及び利害関係人等の把握が適正に行われているかどうかを点検する。 ② 現地調査前に住所不明所有者等の調査、処理の適切性を点検する。
E6	標札等の設置	5%以上の標札等を抽出(少なくとも10筆以上)	(照合点検) 筆界標示杭の設置に当たっては、事前に土地所有者等に対してその趣旨、作業の内容等を十分説明し、これらの者の協力が得られているかどうかを点検する。 標札を設置した場合には、その5%以上を抽出して、地籍調査票と照合し、当該標札の記載に誤りがないかどうかを点検する。標札の設置に代えて書面を交付する場合においても同様とする。
E8	現地調査	全数	(準則第30条第3項、第31条、34条及び35条による処理の全数点検) 現地調査における準則第30条第3項、第31条、34条及び35条に基づく処理の適切性について、調査図、地籍調査票等と照合して適切性を点検する。 (参考) 第30条第3項:土地所有者等の所在が明らかでない場合 第31条:地番が明らかでない場合 第34条:新たに土地の表題登記をすべき土地を発見した場合 第35条:滅失した土地等がある場合
E9	取りまとめ	調査前筆数の5%以上を抽出(少なくとも10筆以上)ただし、E4工程の点検で抽出した筆は除く	(照合点検) 当該筆の調査図及び地籍調査票について、登記所地図、土地登記簿等と照合し、その記載に誤りがないかどうか、あわせて、現地調査による訂正等が適正に行われているかどうかを点検する。

(5) 地積測定(G工程)の工程管理

工程分類	作業内容	管理の対象	管理のポイント
G1	作業の準備	全数	(作業体制及び作業工程の適切性) 工程管理者は、所定の期間内において効率的かつ確実に必要な作業を実施できるよう、取りまとめているかどうかを点検する。 ① 作業体制の確保 ② 工程管理表 ③ 器材の員数及び器械の点検
G2	測定、計算及び点検	全数	(精度管理表の点検) 精度管理表について、誤記、誤算、脱落、検符漏れ等がないかどうか、その記載内容が運用基準、記載例等に照らして適正であるかどうかを点検する。 また、所定の精度が確保されているかどうかを閉合差等を点検して確認する。
G3	取りまとめ	調査後筆数の5%以上を抽出	(照合点検) 地積測定成果簿の記載内容について、地籍調査票、原図等と照合して点検する。

(6) 地籍図及び地籍簿の作成（H工程）の工程管理

工程分類	作業内容	管理の対象	管理のポイント
H1	地籍調査票の整理	調査前筆数の 5%以上を抽出(少なくとも 10 筆以上)	(照合点検) 当該筆に係る地籍調査票について調査図、原図、地積測定成果簿等と照合し、その記載に誤りがないかどうか点検する。
H2	地籍図原図の整理	調査後筆数の 1%以上を抽出(少なくとも 10 筆以上)	(照合点検) 当該筆に係る原図について調査図、地籍調査票等と照合し、その記載に誤りがないかどうか点検する。
H3	地籍簿案の作成	調査前筆数の 5%以上を抽出(少なくとも 10 筆以上)	(照合点検) 当該筆に係る地籍簿案について原図、地籍調査票等と照合して、その記載に誤りがないかどうか点検する。
H4	数値情報化	—————	地籍調査成果の数値情報化実施要領(平成 14 年 3 月 14 日付け国土第 594 号国土調査課長通知)によるものとする。
H6	閲覧	全数	(閲覧に当たっての所要措置) 閲覧に当たっての所要の措置が適切であるかどうかを点検する。
H7	誤り等訂正	全数	(誤り等訂正の点検) 国土調査法第 17 条第 2 項の規定により申し出があった場合には、地図及び地籍簿案に測量若しくは調査上の誤りがなかったか、当該申し出の全数についてその処理が適正かどうかを点検する。
H8	認証申請関係書類の整理	全数	(不立会地、不所在地等の経過確認、手続の迅速性) 「地籍調査の成果の認証の請求及び認証の承認申請に係る添付書類の作成要領」の規定による不所在地等調査、不立会地調査、住所不明者等調査及び協議実施結果報告書については、当該調査に係る処理の経過を確認し処理等が適正かどうかを点検する。

9. 地籍調査の成果と認証手続

各工程（C～H）の終了ごとに実施者検査、認証者検査を実施し、最終H工程でとりまとめられた地籍図及び地籍簿の成果については、都道府県知事に、遅滞なく送付しなければなりません。（国土調査法第 18 条）

また、地籍図及び地籍簿の成果については、都道府県知事に、政令で定める手続により、その認証を請求することができます。（国土調査法第 19 条第 1 項）

国土調査法第 19 条第 1 項の規定によれば、認証請求は義務ではないものの、地籍調査の最終目的は、所定の認証手続を経て認証された成果を登記所へ送付し、所定の登記手続等がなされることによってはじめて達成されることとなります。したがって、調査終了後はすみやかに成果の認証請求を行い、認証成果の登記所送付を懈怠することのないように留意しなければなりません。

登記所に送付された成果は、登記所において地籍簿をもとに土地登記簿が書き改められ地籍図は不動産登記法第 14 条地図として備え付けられます。

10. 地籍調査管理事業

各筆の土地の状況を正確に把握する地籍調査は、膨大な人、経費、時間を必要とすることから、その成果は将来にわたって土地に関するあらゆる行政の基礎資料として有効に利活用されるべきものになります。

地籍調査成果は、その写しを市町村において保管し、閲覧することとなっています。(国土調査法第21条第2項)

さらに、調査後の土地の異動による調査成果の継続的な補正がされなければ、十分な利活用が図れないことから、地籍図写及び地籍簿写又は電磁的記録を用いて継続的に補正する必要があります。(地籍調査作業規程準則第89条の2)

しかしながら、調査完了地区のすべてで成果の十分な補正が行われ、効果的な活用が図られる体制が確立されているとはいえない状況に鑑みて、国や地方公共団体において昭和53年度から、調査成果の管理水準の向上とその一層の活用を目的とした「地籍調査管理事業」を実施し、その効果的な活用を図る体制作りを進めています。

また、近年のIT技術の進展に伴い、効率的な市町村行政を推進するため、地籍調査成果を基図とした地理情報システム(GIS)への利活用の必要性が高まっています。

11. 四等三角点の設置

作業施行上既設の一～三等三角点では、すべての調査区域を網羅することが出来ないことから、1.5～2.0km四方に基準点(四等三角点)を設けて、作業規程に準じた作業が必要となります。(図根三角点測量の基として、精度を高める意味からも必要とされます。)(測量の基礎とする点：地籍調査作業規程準則第38条)

地籍測量は、基本三角点若しくは基本水準点又は法第19条第2項の規定により認証され若しくは同条第5項の規定により指定された基準点を基礎として行わなければなりません。

(地籍調査作業規程準則の一部を改正する省令：第38条関係)

測量法の一部改正(平成13年6月20日公布)により、位置の基準が世界測地系に基づくことになったことから、世界測地系に基づき設置されていた電子基準点が今後は地籍調査においても使用可能となります。このため、地籍測量においても、測量の基礎とする点としての基本三角点に電子基準点が追加されています。

基準点測量とは、地籍図根測量(C・D工程)の基礎とするため、国土地理院が設置している基本三角点(一～三等三角点)を基にして、四等三角点等(基準点という)を設置する作業です。

実際に測量を行うには、地球上の位置(座標値)を明らかにしている四等三角点の有無を確認しなければなりません。四等三角点は、地籍測量の基礎になる点であり、国土地理院が設置するものですが、既設の点がない場合には、設置の計画があるかどうかを確認し、必要に応じて、市町村等は都道府県を通じて新設の要望をしなければならないこととなります。

なお、四等三角点の必要点数は、基準点測量作業規程準則に規定されています。

国土地理院が国土調査(地籍調査、確定測量等)に必要な基準点(四等三角点)を設置する作業は、国土交通省(土地・建設産業局地籍整備課)の支出委任により、国費100%で実施できます。

(基準点配点密度)

- | | |
|----------------------|----------------------------------|
| ・市街地のうち高密度な基準点が必要な地域 | 0.5km (約0.25km ² に1点) |
| ・市街地およびその周辺 | 1.0km (約1.00km ² に1点) |
| ・田、畑地およびその周辺 | 1.5km (約2.00km ² に1点) |
| ・山林、原野およびその周辺 | 2.0km (約4.00km ² に1点) |

1 2. 標準作業工程

(1) 事業のサイクル

地籍調査事業を単年で実施することは、非常に小さな面積であれば可能ですが、調査の効率を考慮した場合、ある程度の面積で実施した方が良いです。このため、全ての県内市町村が複数年で単位地区の調査を実施しています。愛知県内の平均事業サイクルは、計画準備に1年、実施に2年～4年の合計3～5年という結果となっています。

事業サイクルを検討するポイントは、次のことが考えられます。

- 1) 予算及び業務量の平準化
- 2) 事故のない予算執行

1) 予算及び業務量の平準化

地籍調査事業は、C～Hまでの工程に分類されており、各工程の予算、業務量はバラつきがあります。このため、予算規模、業務量に偏りのない実施計画が求められ、多くの市町村は、複数の地区の工程をずらし、複数年にかけて実施しています。

2) 事故のない予算執行

よくある事例としてE、F、H工程を同一年に計画し、一筆地調査に時間を要し、F、H工程の作業が出来ず、閲覧・認証の年度内執行が不可能になる事例があります。閲覧・認証は日付を遡ることが出来ないため、適正に補助金を執行するためにも、無理のない工程を検討する必要があります。

1 3. 地籍調査のシステム化について

(1) 地籍調査支援システム等の活用

法務局調査 → 調査図素図作成 → 現地調査

この流れをコンピュータ上で管理していけば、法務局のデータが有効に活用でき、調査図の管理及び地籍調査票の作成にも役立ちます。また、その後のF、G、H工程でのデータの取りまとめ、地籍図の作成にも有効活用できるため、地籍調査のシステム化が必要となります。また、法務局への送り込みの際に作成する測量成果の提出ファイルについては、SIMデータ及び地籍フォーマット2000データの作成も容易に出来ることから、システム化が必要となります。

(2) 成果の利活用

地籍調査は市町村等における行政遂行上、様々に利活用が可能です。市街地地域では、土地区画整理事業、市街地再開発事業、上下水道管理、都市計画等に用いられるほか、農村地域では、ほ場整備事業等の公共事業や農地管理等、各種農業政策に用いられます。

利活用について、完了市町村において特に利用されているものとしては、道路整備・固定資産税台帳・財産管理・農地情報管理が挙げられます。その他、まちづくり計画、都市計画、土地区画整理事業などに広く利用されています。

(3) GISについて

GISとはGeographic Information Systemの略で「地理情報システム」と訳されます。「地理情報」とは建造物等の位置や場所を総合的に知ることができる情報のことで、施設の所在地情報や当該施設の管理用の図面から、土地利用現況図等の地図、ある箇所の状況写真など、幅広い情報が含まれています。GISは、これらの多様な地理情報を統一的にコンピュータでデータベース化することにより、検索や表示、解析などを簡単に行うことができます。

(4) GISの必要性

情報処理技術の急速な発展によりコンピュータによって、複雑な図形情報を処理することが容易になってきています。特に、GISによる土地情報の整備にあたっては、土地に関する情報を

有効に利活用できなければ、土地の有効利用の促進、実効性のある土地利用計画策定等は望めません。しかし、土地に関する情報は、国、都道府県、農政、林政、道路管理等さまざまな部局で管理し、相互利用や対外提供を前提としていないため、十分な利活用が図りにくいものとなっているのが現状です。GISは、これらの情報を集約・共有して、土地政策のためにできるだけ有効に利活用するための手段となります。また、情報の収集及び提供に要する時間も格段に短縮されることが予想され、適時、的確な政策判断に資することが期待されます。

14. 地籍調査にかかる経費の補助

地籍調査を市町村が実施主体となつて行う場合、国及び県から補助金が支出され、市町村の負担は事業費の1/4になります。このほか、都道府県及び市町村の負担分については、一定の割合で特別交付税が交付されるため、実際の負担はさらに軽減されます。

また、地籍調査の成果を利活用する地籍調査管理事業についても、同様の補助制度があります。

(ア) 採択基準…第7次国土調査事業十箇年計画に指定されている地域で、調査面積が1ha以上の地区

(イ) 負担割合…国：50%、県：25%、市町村：25%

市町村負担分については、その80%が特別交付税で交付され、実質負担分は事業費の5%です。(平成22年度現在)

なお、事業に携わる職員の給与並びにA・B工程(事業計画・準備)に係る経費は補助対象外となります。

15. 事務執行体制

地籍調査は、市の土地資源に関する調査であるとともに、個人財産情報に関する調査でもあります。また、長期間に及ぶ事業であることから、独立専門部局(地籍調査課等)の設置が求められます。現在の近隣市町の事務執行体制を調べてみると職員は1~4名で実施されており、平均約3名体制(専任職員含む)となっています。

豊明市においては、経済建設部都市計画課に担当部署を設置し、体制の確立に努めます。

16. 研修会等への参加

一筆地調査(E工程)は、地籍調査の母体をなす重要な作業であり、その調査を適正かつ円滑に進めるためには、十分な準備を行わなければなりません。

また、地籍調査は地権者との信頼関係が成否を決定するため、全体像がつかめず自信がないまま見切り発車すると、地権者とのトラブルの原因となります。このため、職員の事前研修の実施等により、担当職員が広範囲に必要な知識を修得して臨むことが、適正かつ円滑に進めるための第一条件になります。

毎年、東海4県で各自治体の地籍調査担当者を集め、地籍調査研修会を開催しています。

また、全国単位でも同様な講習会が開催されています。

17. 国土調査法第19条第5項指定について

国土調査法では、土地に関するさまざまな測量・調査の成果について、その精度・正確さが国土調査と同等以上の場合に、当該成果を国土交通大臣等が指定することにより国土調査の成果と同様に取り扱うことができることとしており、これを『19条5項指定』と呼んでいます。

(1) 指定の意義・メリット

- 1) 19条5項指定により測量の基準や測量上の誤差の限度等について一定の条件を満たしていることが確認されるため、当該測量調査が極めて正確であることが公証され、信頼性が高まります。正確な地図を作成することにより、近隣との境界争い等が未然に防止され、将来土地の売買等を円滑に行うことができる。

- 2) 土地区画整理事業や民間開発事業等に伴う土地の異動について登記を行う場合に、国から登記所に指定書が送付され、登記所における正式な地図（不動産登記法14条1項の地図）として備え付けられます。これにより、測量成果である図面が公的に管理され、成果の散逸がなくなります。

(2) 指定の対象

19条5項指定の対象となる測量・調査については、開発規模や事業者等の制限はなく、国土調査と同等以上の精度・正確さがあると認められる成果であれば、原則として全て指定を受けることが可能です。

(3) 指定となる事業

現在、法令に基づく一定の事業については、当該事業に係る登記に必要な土地の所在図について19条5項指定を受けることが規定されています。また土地区画整理事業及び土地改良事業についてはそれぞれ通達により指定の申請を行うこととされています。

その他の民間開発事業等についても、必ずしも法令により19条5項指定を受けることが義務づけられていませんが、19条5項指定を受けていない場合は地籍調査事業の対象となり、その際に、当時の測量成果が有効に利用できず土地の境界確認に多大な労力を要する場合があります。

19条5項指定を受けることにより、地籍調査を行ったものと同等に扱われますので、原則として改めて地籍調査を実施する必要がなくなります。

このことから、他事業で行われた精度が保たれている測量成果と地籍調査事業地区の重複を避け、その区域については、地籍調査区域から除外するために、豊明市における19条5項指定の申請確認の窓口を経済建設部都市計画課に置くこととする。

(4) 指定を受けるための条件

19条5項指定を受けるためには、地籍調査と同等以上の精度・正確さが必要です。

具体的には、

- 1) 地点の位地が国土調査法施行令による平面直角座標系及び日本水準点による高さで表示する。
- 2) 一筆地測量及び地積測定の見誤差は国土調査法施行令による限度内にあるか。
- 3) 測量の方法と結果及び作成した図面は審査されることとなります。

(5) 申請手続きについて

- 1) 国の機関が事業施工者の場合は事業を所管する省庁へ申請します。

- ①土地改良事業の事業所管大臣は農林水産大臣
- ②土地区画整理事業の事業所管大臣は国土交通大臣

- 2) 地域開発・都市開発等を行う場合。

- ①申請方法は「民間事業者等の測量成果を活用した地籍整備の推進について（平成26年3月12日付け国土籍第306号・国土交通省土地・水資源局長通知）」に基づいた申請書の作成が必要です。
- ②申請の時期は分筆等の不動産の表示に関する登記がされた後で、指定申請書を提出する。
- ③申請先は申請書及び必要書類を用意のうえ、国土交通省土地・水資源局地籍整備課に送付する。
- ④申請手数料は不要です

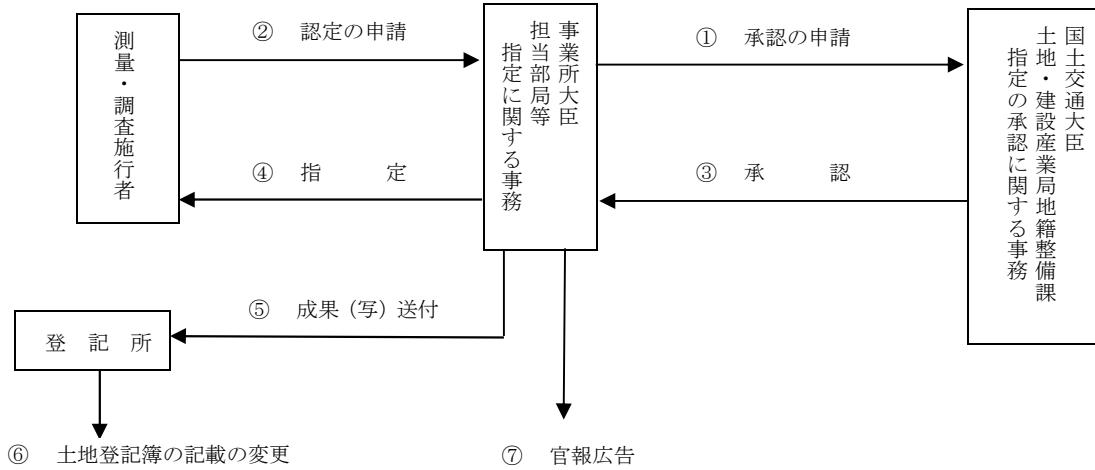
尚詳細については国土交通省地籍調査 Web サイトを参照してください。

「<http://www.chiseki.go.jp/info/hojokin.html>」

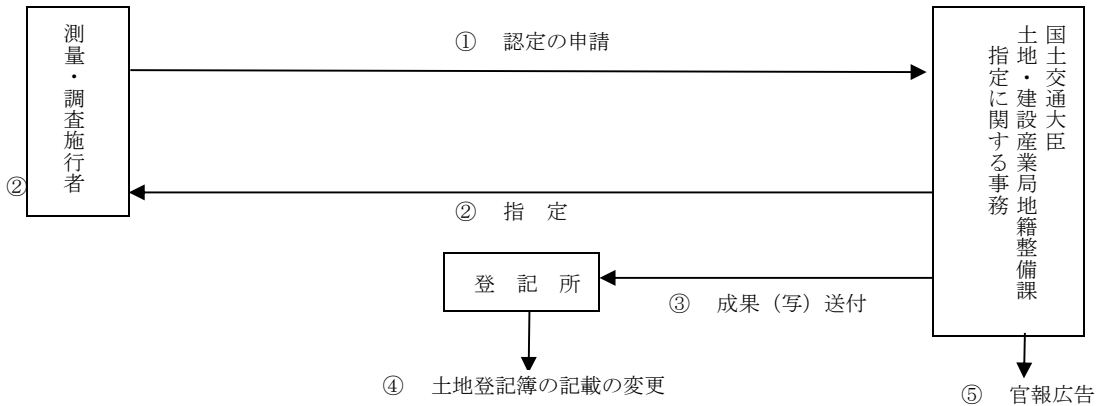
(6) 国土調査法19条5項指定までの流れ

1) 国の機関以外の事業で所管大臣が指定に関する事務を実施している場合

- ◎土地改良事業の事業所管大臣は農林水産大臣
- ◎土地区画整理事業の事業所管大臣は国土交通大臣



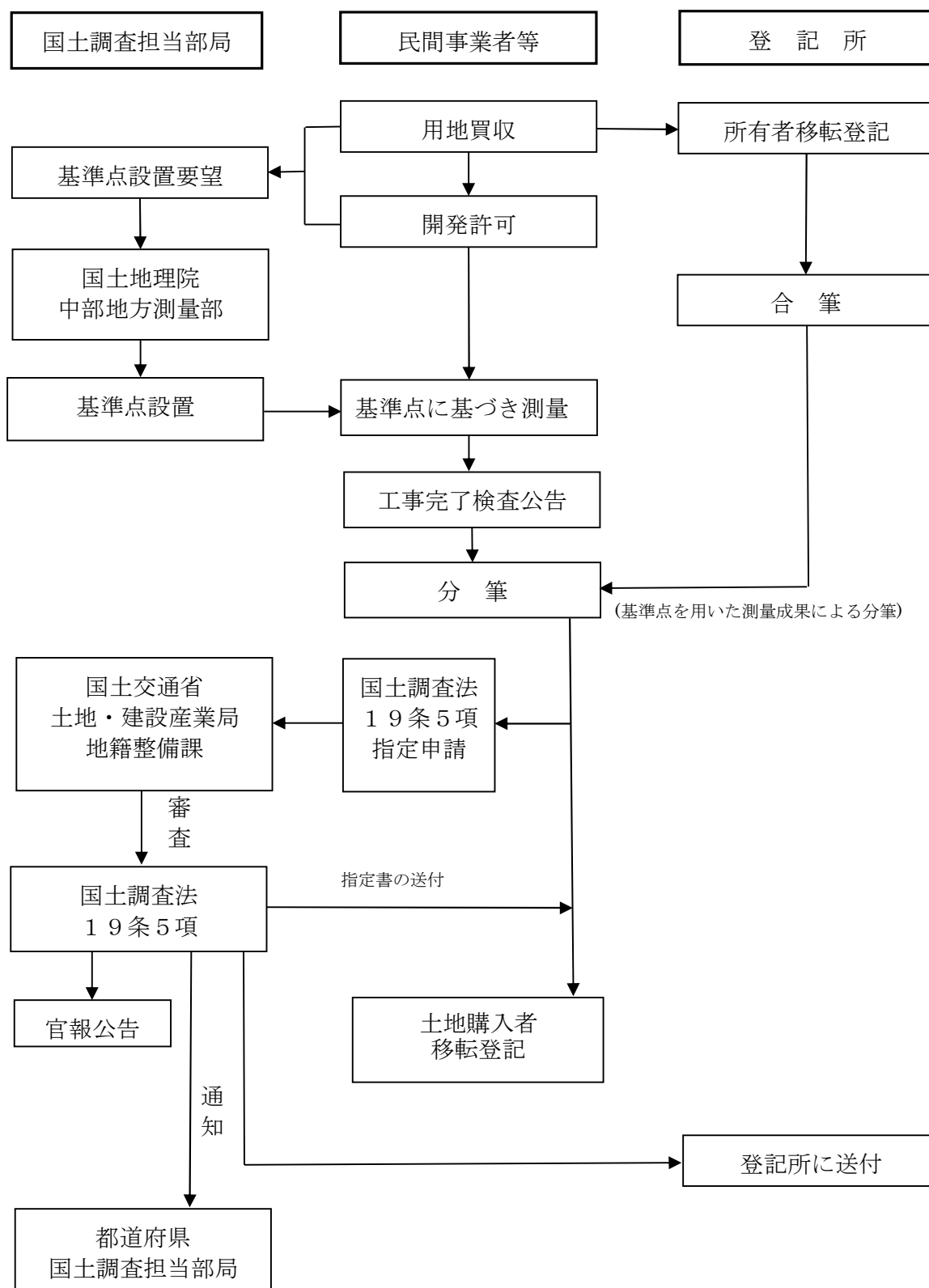
2) 国の機関及び1)以外の事業の場合



注)

- ・ 認定の申請 : 国土調査法第19条第5項、国土調査法施行令第10条第1項・2項
- ・ 指定 : 国土調査法第19条第5項
- ・ 承認の申請 : 国土調査法第19条第6項、国土調査法施行令第10条第3項、第8条第1項・2項
- ・ 承認 : 国土調査法第19条第6項
- ・ 成果(写)送付 : 国土調査法第20条第1項
- ・ 土地登記簿の記載の変更 : 国土調査法第20条第2項
- ・ 官報広告 : 国土調査法施行令第11条

3) 地域開発・都市開発等を行う場合。



(7) 基準点について

国土交通省及び国土地理院では、統一的な座標系（国家座標系）に基づく測量を促進するため、基準点（四等三角点）の設置を行っています。19条5項指定を受けるためには、世界測地系に準拠した基準点を使用しなければなりません。

また、平成17年度3月7日よる新不動産登記法が施行され、分筆登記に提出する地積測量図についても、世界測地系による各筆界点の座標値を記載することが義務づけられました。

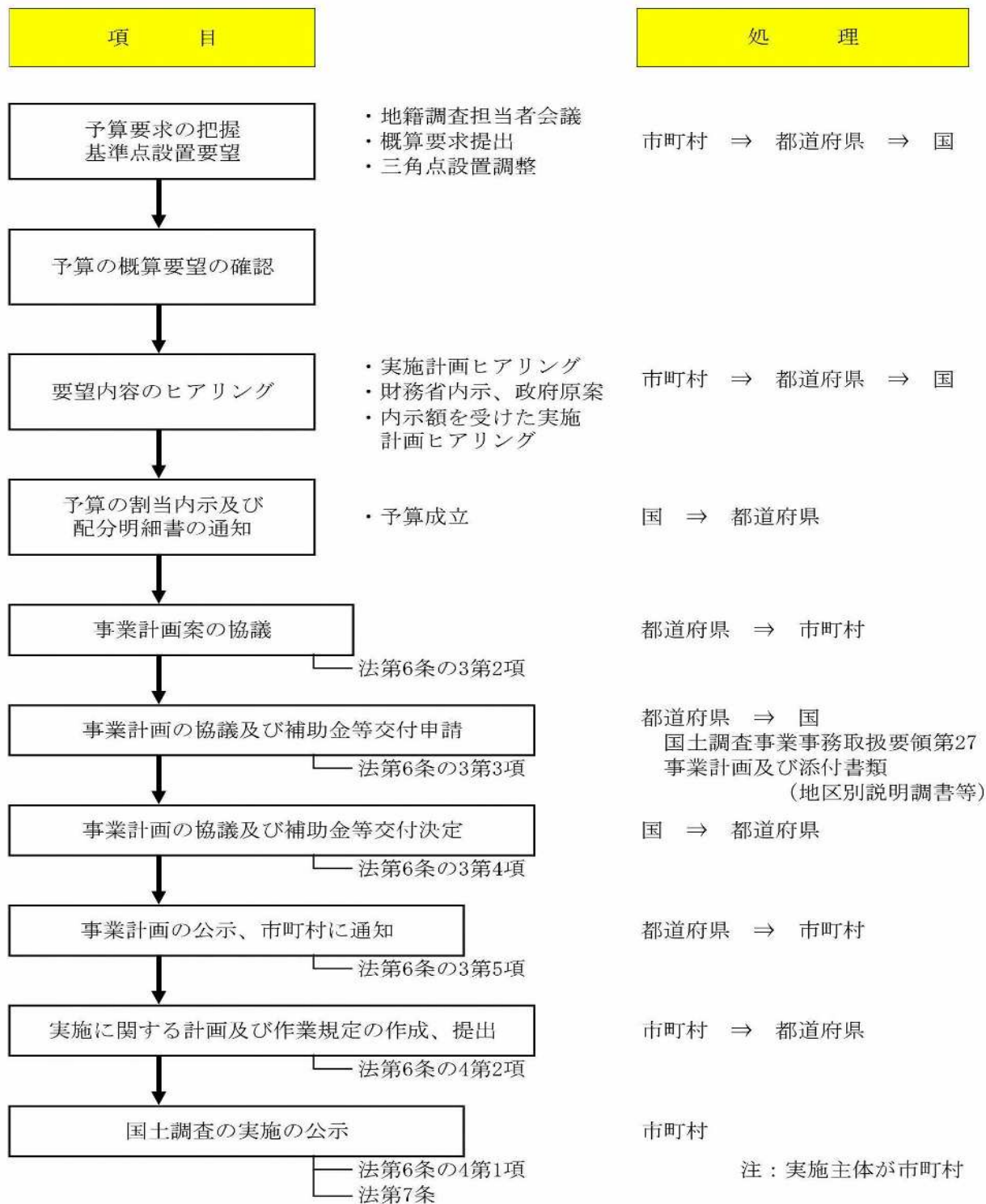
19条5項指定申請しようとする地区の近傍に基準点がない場合、当該事業者が国土交通省に要望すれば、国土地理院と協議の上、当該事業地区の近傍に基準点を設置します。

尚詳細については国土交通省地籍調査 Web サイトを参照してください。

「<http://www.chiseki.go.jp/info/hojokin.html>」

18. 事業手続き（案）

以下の要領が事業手続きとなります。



19. 世界測地系と図郭割番号図の設置

- (1) 日本座標は日本独自のものですので、世界共通のものに替えることで郵政船舶と一元化ができ、1つの決め事で運用できます。
- (2) 図郭割図については、旧はX軸1.5km、Y軸に2.0kmとなっていますが、Aサイズが主流となって、1/500の1測板がA3サイズで決められたため、新はX軸1.25km、Y軸1.75kmと変更になりました。

測量法の一部改正（平成13年6月20日公布）により、位置の基準が世界測地系に基づくことになったことから、世界測地系に基づく平面直角座標は、日本測地系に基づく平面直角座標に対して原点の位置、座標軸の方向等が変わるため、世界測地系に基づく新たな図郭割を作成し、図郭番号も新たに定める必要があります。

新たに定める図郭番号は、これまでの成果で既に使用された番号の次番号を付することとして、番号の重複をさけるものとします。

豊明市の地籍調査事業は令和8年度から着手するため、新図郭割番号図により実施します。

世界測地系に基づき、平面直角座標原点からX軸の方向に25cm、Y軸の方向に35cmごとに区画します。

20. 公共基準点の管理保全について

- (1) 地籍調査事業のスムーズな進捗と、公共基準点の有効な利活用を図るため、要綱等を制定し、公共基準点の管理保全に万全を期すこととします。
- (2) 管理・保全する基準点
- 国、県、町が設置した以下に掲げるもの
- ・都市再生街区基準点（街区三角点、街区多角点）
 - ・地籍図根三角点・地籍図根多角点
 - ・公共基準点（1級～3級基準点）

豊明市地籍調査区割り図



凡例	
調査区割り	色
1~2	

参 考 資 料

(1) 国土調査の基本方針

① 法律上の定義

国土調査法第2条（定義）

この法律において「国土調査」とは、次に掲げる調査をいう。

- ・ 国の機関が行う基本調査、土地分類調査又は水調査
- ・ 都道府県が行う基本調査
- ・ 地方公共団体又は土地改良区その他の政令で定める者が行う土地分類調査又は水調査
- ・ 地方公共団体又は土地改良区その他の政令で定める者が行う地籍調査

基本調査

・・・土地分類調査、水調査及び地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量（このために必要な基準点の測量を含む。）並びに土地分類調査及び水調査の基準の設定のための調査を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいう。（国土調査法第2条2項）

地籍調査

・・・土地をその利用の可能性により分類する目的をもって、土地の利用現況、土性その他の土壌の物理的及び科学的性質、浸蝕の状況その他の主要な自然的要素並びにその生産力に関する調査を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいう。（国土調査法第2条3項）

地籍調査

・・・治水及び利用に資する目的をもって、気象、陸水の流量、水質及び流砂状況並びに取水量、排水量及び水利慣行等の水利に関する調査を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいう。（国土調査法第2条3項）

地籍調査

・・・毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいう。（国土調査法第2条4項）

◎ 国土調査制度の変遷

- 昭和 26 年 5 月 : 国土調査法制定
- 昭和 28 年 6 月 : 国土調査法の一部改正
- 昭和 32 年 5 月 : 国土調査法の一部改正
- 昭和 37 年 5 月 : 国土調査促進特別措置法の制定
- 昭和 38 年 5 月 : 第 1 次国土調査事業十箇年計画の策定
(計画期間昭和 38～47 年度)
- 昭和 45 年 5 月 : 国土調査促進特別措置法の一部改正
- 昭和 45 年 9 月 : 第 2 次国土調査事業十箇年計画の策定
(計画期間昭和 45～54 年度)
- 昭和 55 年 5 月 : 国土調査促進特別措置法の一部改正
- 昭和 55 年 6 月 : 第 3 次国土調査事業十箇年計画の策定
(計画期間昭和 55～平成元年度)
- 平成 2 年 3 月 : 国土調査促進特別措置法の一部改正
- 平成 2 年 5 月 : 第 4 次国土調査事業十箇年計画の策定
(計画期間平成 2～11 年度)
- 平成 11 年 12 月 : 国土調査法改正
- 平成 12 年 3 月 : 国土調査促進特別措置法の一部改正
- 平成 12 年 5 月 : 第 5 次国土調査事業十箇年計画の策定
(計画期間平成 12～21 年度)
- 平成 13 年 1 月 : 省庁再編 (国土庁→国土交通省)
- 平成 13 年 6 月 : 測量法改正成立、公布
- 平成 14 年 2 月 : 地籍調査作業規程準則改正
- 平成 14 年 3 月 : 地籍調査作業規程準則運用基準改正
- 平成 14 年 4 月 : 測量法施行 (世界測地系)
- 平成 22 年 3 月 : 国土調査法及び国土調査促進特別措置法の一部改正
- 平成 22 年 5 月 : 第 6 次国土調査事業十箇年計画の策定
(計画期間平成 22～31 年度)

(3) 第7次国土調査事業十箇年計画

国土調査は、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査するものであり、その成果は、不動産登記行政の基礎資料として活用されるほか、災害復旧の迅速化、まちづくりの円滑な推進などに役立っている。

国土調査事業十箇年計画は、国土調査の推進を図るため、国土調査推進特別措置法に基づき、国土調査の中でも緊急かつ計画的に実施すべき調査を国土調査事業と位置づけ、その実施の促進を図るものである。

第6次国土調査事業十箇年計画が令和元年度末に期限を迎えたが、今後とも計画的に国土調査事業の促進を図る必要があることから、令和2年度を初年度とする第7次国土調査事業十箇年計画を策定することとしたものである。

平成22年5月25日

閣議決定

国土調査促進特別措置法（昭和37年法律第143号）第3条第1項に規定する国土調査事業十箇年計画を次のとおり定める。

優先的に地籍を明確化にすべき地域を中心に地籍の明確化を推進するため、十箇年間に実施すべき国土調査事業の量は次のとおりとする。

1. 国の機関が地籍調査の基礎とするために行う基準点の測量の基準点の数は、人口集中地区以外の地域を対象に8,400点とする。
2. 1.に掲げる基準点の測量を除き、国の機関が地籍調査の基礎とするために行う基本調査の調査面積は、3,250平方キロメートルとする。
3. 地方公共団体又は土地改良区その他の国土調査促進特別措置法施工令（昭和45年政令第261号）第1条各号に掲げる者が行う地籍調査の調査面積は、21,000平方キロメートルとする。

また、地籍調査については民間の能力・成果を活用し、調査の一層の促進を図るものとする。

なお、この計画は、今後の社会・経済の動向、財政事情等を勘案しつつ、中間年に見直すものとする。

これまでの計画事業量

	計画期間	地籍調査計画面積 (km ²)
第1次計画	昭和38年～47年度	42,000
第2次計画	昭和45年～54年度	85,000
第3次計画	昭和55年～平成元年度	60,000
第4次計画	平成2年～11年度	49,200
第5次計画	平成12年～21年度	34,000
第6次計画	平成22年～令和元年度	21,000
第7次計画(現在の計画)	令和2～11年度	15,000

※ 国土交通省地籍調査 Web サイトから出典。

(4) 地籍調査の地域別精度・縮尺区分(作業規定準則第11条)

表 4-1 精度区分表(運用基準第5条第1項・施行令第2条別表第5)

精度区分	適用区域
甲一	大都市の市街地区域
甲二	中都市の市街地区域
甲三	上記以外の市街地及び村落並びに整形された農用地区域
乙一	農用地及び周辺の区域
乙二	山林及び原野(次号に掲げる区域を除く)並びにその周辺の区域
乙三	山林及び原野のうち特段の開発が見込まれない区域

※ 精度区分とは、誤差の限度の区分をいい、その適用の基準は、国土交通大臣が定める。

表 4-2 縮尺区分表(運用基準第5条第2項・施行令第2条第1項第5号)

縮尺区分	調査を実施する単位区域ごとの各筆の面積の中央値	適用区域
1/250	250 m ² 未満	国土交通大臣が特に必要があると認めた地域
1/500	250～1,000 m ² 未満	主として宅地が占める地域及びその周辺の地域
1/1,000	1,000～4,000 m ² 未満	主として田、畑又は塩田が占める地域及びその周辺の地域
1/2,500	4,000～25,000 m ² 未満	主として山林、牧場又は原野が占める地域及びその周辺の地域
1/5,000	25,000 m ² 以上	

※ 各単位区域内にある全筆を0.01 m²から順に最大面積まで並べ、その中間の筆の面積を中央値という

(5) 計画区の状況に応じて歩掛増を考慮するもの

表 5-1 傾斜区分図

傾斜区分	平均傾斜度
平坦地	0度以上 3度未満
緩傾斜地	3度以上 9度未満
中傾斜地	9度以上 20度未満
急傾斜地(1)	20度以上 28度未満
急傾斜地(2)	28度以上 35度未満
急峻地	35度以上

表 5-2 視通障害区分図

視通障害区分	適用区域
農 I	農地等で見通しが容易な地域
農 II	農 I に比し宅地樹木その他見通しの障害となるものが 30%前後混在する地域
山 II	山 I と農 II の中間で樹木等見通しの障害となるものが 70%前後混在する地域
山 I	樹木、その他見通しの障害となるものが覆い茂っている地域
市街 I	市街地、村落地域：家屋密集度 40%前後
市街 II	市街地、村落地域のうち、一筆平均面積が狭小で、かつ、筆界点又は筆界線付近に家屋、ブロック塀等が著しく密集している地域：家屋密集度 60%前後
大市街 I	DID で特に密集度の高い地域：家屋密集度 80%前後
大市街 II	DID で特に密集度の高い地域：家屋密集度 90%前後

(6) 地籍調査の実施状況

1) 全国における地籍調査実施状況

表 6-1 地籍調査への着手の状況

着手類型	市町村数	割合 (%)
完了	608	35
実施中	821	47
休止中	209	12
未着手	103	6
合計	1,741	—

※ 実施状況・進捗状況は令和 6 年度末時点。(令和 7 年 6 月調べ)

表 6-2 地籍調査進捗率表

		対象面積 (k m ²)	実績面積 (k m ²)	進捗率 (%)
DID (人口集中地区)		12,673	3,436	27
DID 以外	宅 地	19,435	10,125	52
	農用地	77,690	55,166	71
	林 地	178,150	83,517	47
合 計		287,966	152,244	53

図 6-1 地籍調査状況 Map 全国

地籍調査実施状況を示した地図は、令和6年度末時点の状況について、各市区町村からの情報を基に作成されたものです。
出典：国土交通省 地籍調査 Web サイト



地図の凡例

進捗率	
■	80%以上
■	60%以上80%未満
■	40%以上60%未満
■	20%以上40%未満
■	20%未満

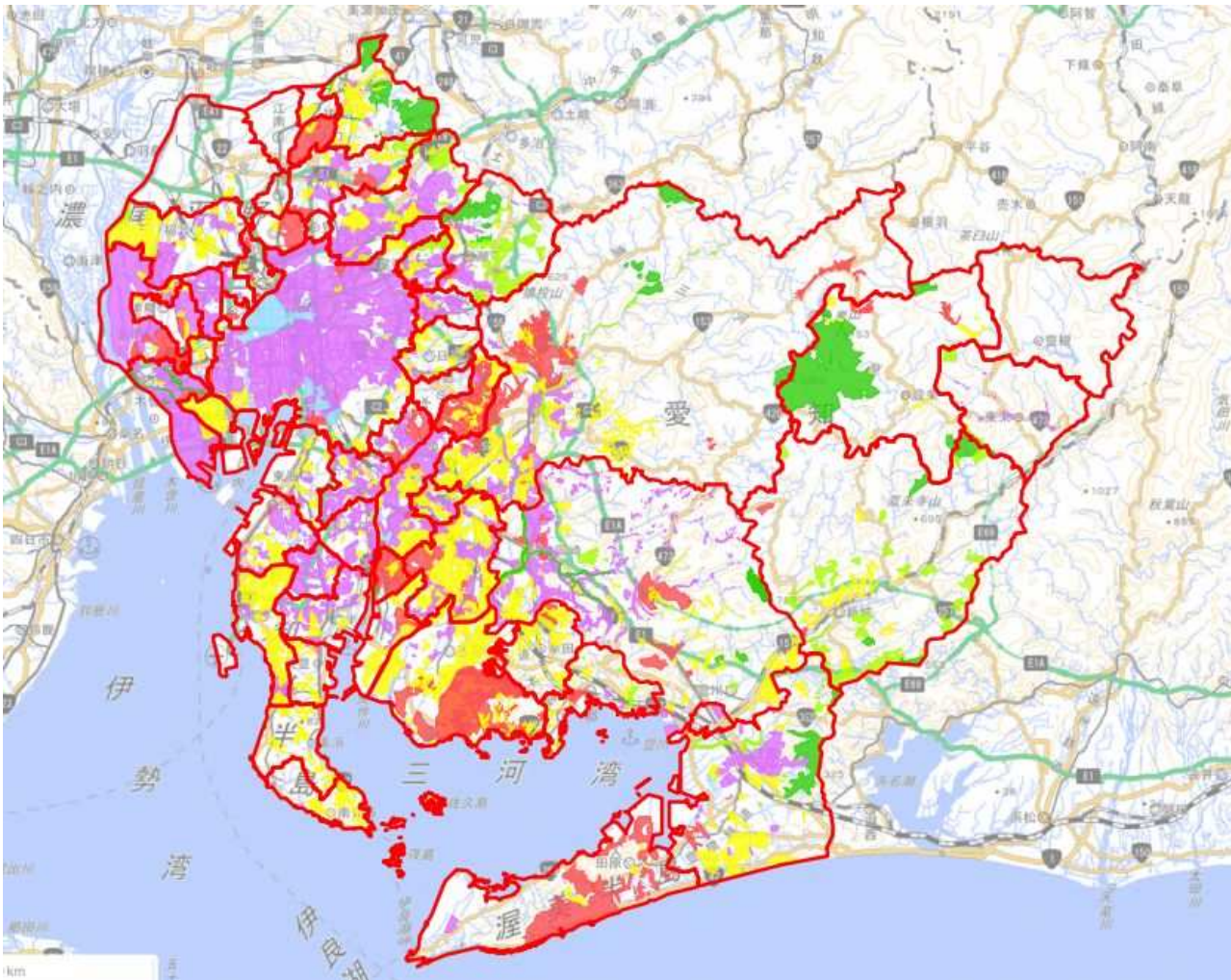
2) 愛知県内における地籍調査実施状況

表 6-3 愛知県内における地籍調査実施状況表

進捗率	地籍調査実施状況（市町村数）					
	全域調査完了	緊急地域調査完了	調査実施中	着手・再開に向けて準備中	休止中	未着手
14%	0	0	24	2	16	12

※実施状況は令和7年6月時点、進捗率は令和6年度末時点の情報

図 6-2 愛知県内実施状況図



地籍調査実施状況を示した地図は、令和6年度末時点の状況について、各市区町村からの情報を基に作成されたものです。

出典：国土交通省 地籍調査 Web サイト

地図の凡例

状況	色
地籍調査実施済み、実施中の地域	赤
国土調査法第19条第5項による指定が行われた地域	黄
都市部官民境界基本調査または、山村境界基本調査が行われた地域	水色
土地区画整理事業等が行われ、地籍が一定程度明らかになっている地域	紫
都道府県有林等の大規模園・公有地	緑
国有林野(地籍調査の対象外地域)	濃緑
地籍調査未実施地域	白

(7) 事業実施への準備

1) 説明資料の準備

関係者への説明用資料の作成また、PR用のパンフレット等を作成します。

2) 予算の確保

事業費の市町村負担分の確保や各種検討会等への参加費用を確保します。

3) 担当職員の確保

事業計画に基づいて、職員を確保します。

4) 事業推進委員の委嘱

事業をスムーズに進めるために地域ごとに推進委員を選出し、推進委員会を設置し、地元との連携を密にすることが大切です。

5) 庁内の連絡・調整

地籍調査を円滑に進めるためには、土地に関係する部署と庁内で連絡・調整をよく行う必要があります。

6) 予算要求について

8月 翌年度事業費の予算要求（調査地区の確認、筆数の調査、調査区域の事業費算出等）

7) 基準点の設置要望について

四等三角点の設置の要望調査

（注：この基準点を必要とする1年前には申請すること）

(8) 住民へのPR方法とその時期

1) 全体計画のPR

- ・チラシにより回覧
- ・市議会での説明
- ・自治会での説明（要望地区の意見聴衆）

2) 実施計画のPR

- ・調査地区地元説明会の実施
- ・パンフレットを作成し住民へ配布

(9) 地籍アドバイザー制度の活用

1) 趣旨

地籍アドバイザーとは、国に登録された地籍調査に関する高度な知識をもった専門家で、市町村における地籍調査実務の経験者、土地家屋調査士、及び測量士等から構成される。地籍調査の推進を図る都道府県及び市町村の行政機関や地籍調査を実施する土地改良、森林組合等の団体へアドバイザーを派遣し、地籍調査の円滑な実施にあたっての支援を行うものです。

2) 活用

市町村又は団体等は、「地籍アドバイザー派遣申請書」に必要事項を記入の上、都道府県を経由して国土交通省土地・建設産業局地籍整備課に提出し、申込みが受理されると、それ以降の手続きは、実施機関である社団法人全国国土調査協会が行うこととなります。

申請機関からの地籍アドバイザー派遣申請書の内容を確認して、現地派遣の必要性を検討した上で、問題の解決に適切な指導・助言のできる地籍アドバイザーを選定し派遣します。また現地に派遣するまでもなく解決できる問題については、問い合わせ窓口で電話や電子メール等で対応します。

3) 経費の負担

派遣に要する経費については、全て国が負担していることから、市町村等は負担がありません。

(10) 事業推進にあたっての提案

- 1) 一筆地調査を実施する前に、法務局へ提出されている地積測量図の境界杭を復元します。
- 2) 道路査定等の資料に基づき境界杭の復元を実施します。
- 3) 道路、水路の現況幅員が公図と比較し、足りているかどうか確認作業を行います。
- 4) 住所不明者、相続未了地等の権利者調査は現地調査の1年前に実施します。

(1 1) 地籍調査に使用される杭・プレートについて

1) 地籍図根三角点

区 分	説 明
寸法及び形状	10 cm × 10 cm × 70 cm角柱又はこれと同等以上のものとする。 (プラスチックの場合は 9 cm × 9 cm × 70 cm角柱も可) 尚「地籍図根三角点」を識別できるように努めるものとする。
材 質	プラスチック(難燃性であり JIS 規格のものを標準とする。)、 鉄線入りコンクリート又は石とし、空洞のものは除く。

標識の規格の特例

区 分	説 明	凡 例
金属標の寸法 及び形状 D × L	φ 75 × 90 mm 以上	
材 質	真鍮又はこれと同等以上の合金(JIS 規格のものを標準とする。)	

2) 地籍図根多角点

区 分	説 明	
寸法及び形状	多角本点	7 cm × 7 cm × 60 cm角柱又はこれと同等以上のものとする。 (プラスチック杭は白色を標準とする。)
	多角点	4.5 cm × 4.5 cm × 45 cm角柱又はこれと同等以上のものとする。 (プラスチック杭は白色を標準とする。)
	尚「地籍図根多角点」を識別できるように努めるものとする。	
材 質	プラスチック(難燃性であり JIS 規格のものを標準とする。)、 鉄線入りコンクリート又は石とし、空洞のものは除く。	

標識の規格の特例

区 分	説 明	凡 例
金属標の寸法及 び形状 D × L	φ 50 × 70 mm 以上	
材 質	真鍮又はこれと同等以上の合金(JIS 規格のものを標準とする。)	

3) 地籍細部図根点

区 分	説 明
寸法及び形状	木杭、プラスチック杭又はこれと同等以上のものとする。 (プラスチック杭は 4.5 cm × 4.5 cm × 45 cm 以上の白色を標準とする。) プラスチック杭が入らない場合は鉚打ちによるプラ座の設置を標準とする。

4) 境界杭

(ア) 官・民境界

- ① 官民境界は、4.5cm×4.5cm×45.0cm以上の赤色プラスチック杭を使用し、十字と斜め矢印2種類を用意するものとする。
 1. 十字プラスチック杭の表面上段位は、『地籍調査』と表記を行うものとし、アルミナンバープレートを設置できるものを使用するものとする。
 2. 斜め矢印プラスチック杭の表面上段位は、『地籍』と表記を行うものとし、アルミナンバープレートを設置できるものを使用するものとする。
 3. 杭の上段位にアルミナンバープレートを設置する場合、接着剤またはステンレス止釘を使用するものとする。

(イ) 民・民境界

- ① 民民境界は、4.5cm×4.5cm×45.0cm以上の黄色プラスチック杭を使用し、十字と斜め矢印2種類を用意するものとする。
 1. 十字プラスチック杭の表面上段位は、『地籍調査』と表記を行うものとし、アルミナンバープレートを設置できるものを使用するものとする。
 2. 斜め矢印プラスチック杭の表面上段位は、『地籍』と表記を行うものとし、アルミナンバープレートを設置できるものを使用するものとする。
 3. 杭の上段位にアルミナンバープレートを設置する場合、接着剤またはステンレス止釘を使用するものとする。
- ② 豊明市が、地籍調査実施地区の市民に支給を行い各自隣接所有者と話し合いを行い設置する。

(ウ) プラスチック杭が設置できない場合

- ① 舗装道路・コンクリート上に設置する場合
 1. アルミプレートを使用するものとする。
 2. 表面上段位は、『地籍調査』と表記を行うものとし、アルミナンバープレートを設置できるものを使用するものとする。
 3. 斜め矢印(右方向・左方向)の2種類を使用するものとする。
 4. アルミプレートの設置はアンカーでの固定又は接着剤等により固定することとする。
- ② 路面舗装等が行われていない場合
 1. 四角形プラスチックプレートを使用するものとし、プレート上面には、アルミナンバープレートの設置ができるものとする。
 2. 鋸については、5号鋸以上を使用するものとする。

(エ) 境界杭には、境界番号が分かるようにアルミナンバープレートを設置するものとする。

(例)



(12) 推薦図書 (主な参考文献紹介)

書籍名	発行者	発行所
地籍調査必携'2013年版	戸田 学	株式会社 地球社 東京都港区赤坂4丁目3番5号 TEL (03) 3585-0087
地籍測量及び地積測定における作業の記録 及び成果の記載例 (平成23年度版)	一般社団法人 日本国土調査測量協会	社団法人日本国土調査測量協会 東京都千代田区麹町2-2-31 麹町サンライズビル9F TEL (03) 3239-3867
地籍調査事業の工程管理及び検査の手引 (改訂四版)	公益社団法人 全国国土調査協会	社団法人全国国土調査協会 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館8F TEL (03) 3519-2428
地籍測量の手引 (平成23年版)		
地籍調査における一筆地調査概論 (平成26年版)		
平成22年改正「準則」準拠地籍測量	尾中 哲夫	日本加除出版株式会社 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 TEL (03) 3953-5757
地籍調査作業規程準則逐条解説		
地籍調査入門 ~一筆調査~ 平成23年版	平賀 忠雄	みつほ書房 神奈川県川崎市麻生区五力田3-19-1 TEL (044) 987-3977
地籍調査主要通達等解説〈一筆地調査関係〉 平成23年版		
地籍調査事例問答集〈一筆地調査関係〉 平成23年版		
問答式 境界・私道等の法律実務 全3巻	新日本法規出版 株式会社	新日本法規出版株式会社 愛知県名古屋市中区栄1-23-20 TEL (052) 211-5788
官民境界確定の実務 Q&Aと事例解説		

豊明市地籍調査事業計画
令和8年5月

発行 豊明市
編集 豊明市役所 経済建設部 都市計画課
〒470-1195
愛知県豊明市新田町1番地1
TEL 0562-92-1111 (代表) (直通: 92-1114)
FAX 0562-92-1141
E-mail tokei@city.toyoake.lg.jp